会 議 録

会議の名称	第3回上尾市総合計画審議会		
開催日時	平成27年7月1日(水) 9:25~11:40		
開催場所	庁議室		
議長(委員長・会長)氏名	上尾市総合計画審議会 会長 平 修久 副会長 矢部 勝巳		
出席者(委員)氏名	小川 明仁、前島 るり、鈴木 茂、新井 金作、大井川 健一、廣田 眞理子、 松本 悦子、神田 隆雄、小川 均、前島 百合子、村田 喜代汰、遠山 正博		
欠席者(委員)氏名 河野 忠			
市長 島村 穰、行政経営部長 町田 洋一、 行政経営部参事兼次長 駒崎 久志、 行政経営課長 柳下 貴之、行政経営課副主幹 野崎 孝幸、 行政経営課副主幹 角田 広高 (株富士通総研 東 史人			
1 議 題	(阿田上) (阿田L)	2 会議結;	果 果
議 (2)第5次 スケジ (3)第5次 事 ついて ・はじ 項	めに づくりの基本方向(施策の大項目) 支え合う安心・安全なまちづくり 未来につなぐ環境づくり	計画後期基本計画策定 ついて 計画後期基本計画(案)に 基本方向(施策の大項目) 5安心・安全なまちづくり	
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者	0人
会 議 資 料	別紙のとおり		
議事のてん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 平成27年7月23日 議長(委員長・会長)の署名 平 修久(※原本は自署) 議長に代わる者の署名			
議長に代わる者の署名 (議長が欠けたときのみ)			

議事の経過

司会

(行政経営部長)

【委嘱式開会】

みなさま、おはようございます。

本日は、公私ともにお忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、第3回上尾市総合計画審議会を開会します。

【委嘱式】

それでは、はじめに委嘱式を始めさせていただきます。

「市政の各分野において優れた識見を有する者」として、上尾市区長会連合会からご推薦をいただいていた濱野秀彦委員が、平成27年度の役員改選により会長を退任されましたので、新たに区長会連合会からご推薦いただいた大井川健一会長を委員に委嘱するものでございます。

委嘱状の交付につきましては、島村市長から行います。お名前を読み上げますので、恐れ入りますが、その場にてご起立くださいますようお願いいたします。

大井川健一(おおいがわ・けんいち)様

島村市長

一 委嘱状の交付 一

【委嘱式閉会】

司会

ありがとうございました。

(行政経営部長)

なお、大井川委員さんの任期は、前任者である濱野委員さんの残任期間となり、 平成28年11月9日まででございます。よろしくお願いいたします。

【審議会開会】

司会

(行政経営部長)

引き続き、第3回上尾市総合計画審議会を行います。

まず、本日の会議は、上尾市総合計画審議会条例第6条の規定に基づき委員の過半数の出席がありましたので、有効となりますことをご報告いたします。

【諮問】

司会

それでは、次第に従って進めてまいります。

(行政経営部長)

これより、第5次上尾市総合計画後期基本計画について、上尾市総合計画審議会への諮問を行います。

島村市長から、平会長へ諮問書をお渡しします。

島村市長

一 諮問書を朗読し、会長へ手渡す 一

島村市長

今回は他の審議会と異なり、短期間で多くの審議をお願いすることになります。お忙しい中恐縮ですが、忌憚のないご意見を賜り、慎重なる審議をお願いします。

会長

ただいま、島村市長から第5次上尾市総合計画後期基本計画の諮問書を受理しました。今後、慎重に審議を重ねていきたいと思いますので、みなさまのご協力をお願いいたします。

司会

(行政経営部長)

ここで、島村市長におかれましては、次の公務があるため、退席させていただきます。

島村市長

— 退席—

司会

会長

(行政経営部長)

それでは、条例第4条第2項の規定に基づき、平会長に会の進行をお願いします。

【議題】

それでは、次第に従って、3番の議題に入ります。

はじめに、(1) **会議の公開について**、ですが、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、第1回の審議会で、当審議会も「原則公開」とすることを決めております。

事務局、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

事務局

(行政経営課長)

本日、傍聴希望者はおりません。

会長

事務局から「傍聴希望者なし」との報告がありましたので、会議を続行します。 それでは、議題の(2)平成27年度第5次上尾市総合計画後期基本計画策定 スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 (行政経営課長)

説明の前に、本日の会議資料につきまして、あらためて確認させていただきます。 本日の会議資料は、

- ① 次第
- ② 資料1 平成27年度第5次上尾市総合計画後期基本計画策定スケジュール
- ③ 資料2「第5次上尾市総合計画後期基本計画施策体系」
- ④ 資料3 第5次上尾市総合計画後期基本計画「はじめに」(案)
- ⑤ 資料4 「1 支え合う安心・安全なまちづくり」「2 未来につなぐ環境づくり」(案)

の5つです。

一 過不足確認 一

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、**資料1**「平成27年度第5次上尾市総合計画後期基本計画策定スケジュール」をご覧ください。今年12月の議会報告を目指し、庁内組織である策定委員会は6回、審議会は今回を含めて5回開催します。

審議会の開催予定につきましては、すでにご案内しているところでございますが、次回、第4回が7月28日、その次の第5回が8月21日、そして第6回が9月25日、最後となる第7回が11月10日となっております。

合わせて、**資料2**「第5次上尾市総合計画後期基本計画施策体系」をご覧ください。

まず、今回は、第5次上尾市総合計画の施策の大項目となる7つの「まちづくりの基本方向」の「1 支え合う安心・安全なまちづくり」「2 未来につながる環境づくり」の案についてご審議いただきます。

第4回では、「3 快適な都市空間づくり」「4 美しく心豊かなまちづくり」 「5 たくましい都市活力づくり」の案についてご審議いただきます。

第5回では、残る「6 明日を担う人づくり」「7 市民との協働と新たな行政 運営」についてご審議いただきます。

第6回では、10月に行うパブリックコメントの前に、それまでの審議を踏まえて修正されたパブリックコメントのための素案についてご審議いただきます。

第7回では、パブリックコメントの結果を踏まえ、諮問に対する答申案をご審議いただきます。答申につきましては、審議会後、会長及び副会長から市長へ直接提出をお願いする予定でおります。

タイトなスケジュールで大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

事務局からの説明が終了しましたが、何かご質問はありますか。

一 特に質疑なし 一

会長

続きまして、**議題の(3)第5次上尾市総合計画後期基本計画(案)について**、 事務局から説明をお願いします。

事務局 (行政経営課長)

それでは、あらためて**資料2**「第5次上尾市総合計画後期基本計画施策体系」を ご覧ください。

先ほどご説明いたしましたとおり、本日は、第5次上尾市総合計画後期基本計画の施策体系の大項目「1 支え合う安心・安全なまちづくり」及び「2 未来につながる環境づくり」(網かけ部)についてご審議いただきます。

この、施策体系の大項目 1、2の説明の前に、**資料 3**で後期基本計画の導入部である「はじめに」についてご説明した後、**資料 4**で施策体系の大項目 1、2 についてご説明します。

それでは、資料3をご覧ください。

これは後期基本計画の「はじめに」となるものです。

基本的には前期基本計画の文章を踏まえつつ、この5年間の変化や新たなデータなど時点修正をしたものとなっております。

また、16~17 ページには、前回の審議会で報告しました「総合的に取り組む重点テーマ」として4つのテーマの詳細説明を加えております。

続きまして資料4をご覧ください。

こちらは、施策の大項目に当たる7つのまちづくりの基本方向の「1 支え合う安心・安全なまちづくり」を構成する10の施策、「2 未来につながる環境づくり」を構成する6つの施策となります。

現在の前期基本計画の進ちょく状況や、前期基本計画策定時からの変化等を踏まえ、各課が作成した作業シートを、担当課・事務局・コンサルと何度もやり取りし、冊子の形式に落とし込んだものとなります。

様式につきましては、前期基本計画を踏まえつつ、「現況と課題」「施策の方針」「施策の内容」「取組の進捗を測る主な指標」「主な実現手段」が一連でつながるよ

うな形を取り、最後に「市民としてできること」として、昨年市民会議で検討していただいた結果を入れております。

~ 1ページを例に構成等の詳細説明 ~

指標につきましては、担当課と協議して可能な限り、活動指標ではなく成果指標を設定するようにしておりますが、まだ検討や調整を要する指標もあり、より良いものとするため、今後も担当課と協議してまいります。

委員のみなさまには高い立場から、総合計画として相応しい内容になっているかどうかという視点で、ご意見をいただければと考えております。

説明は以上でございます。

会長事務局からの説明が終了しましたが、何かご質問はありますか。

小川明仁委員市民会議の意見はどう実行していくのか、どこに明記する予定か。

会長 前期基本計画の141~一ジにある「計画の推進に向けて」のようなページを設けて

そこに書き込んではどうか。

小川明仁委員 指標に数字のない所があるが、どのような位置付けか。

事務局
計画書の構成としては現在の案で確定していますが、指標の中身については検

討中のため、数字が入っていない所もあります。

遠山委員 「111 人権」は時限立法が切れたが、市として今後取組みを強めていくのか、弱め

ていくのか。

事務局担当課に確認します。

前島るり委員 異文化理解(外国人の人権)は「111人権」には含まれていないようだが、どこに

表現されるのか。

事務局 異文化理解は国際交流として「712 交流」で触れる予定です。

松本委員 最近、子どもの自殺が増えているが、学校教育での対策はどう考えているのか。

事務局 市では、いじめ根絶事業の他、今年度からインターネットのパトロールも実施し

ています。

松本委員 インターネットに関する規制・指導は学校で行われているのか。

事務局 実施していますが、内容的には青少年の健全育成という観点から、「111 人権」

ではなく、「631青少年」になろうかと思います。

遠山委員 「122 高齢者福祉」ではケアの拠点を作っていくイメージか。

事務局

高齢介護課では今後、地域包括ケアシステムの整備を進めていく予定です。

前島百合子委員

「111」の「市民としてできること」の共助の箇所は「雰囲気を作る」とあるが、「雰 囲気」では弱い。「意識を高める」等に表現を強めるべきではないか。

事務局

市民会議で委員が合意した表現であるため簡単に修正するものではありません が、より良い表現にできるか検討したいと考えております。

前島百合子委員

イメージが湧くよう、人権擁護委員による人権教室など、新しい取組み内容も含め 具体的な実施内容が文中に含まれているとよい。

事務局

総合計画になかなか全ては載せられないので、担当課と協議して入れられるもの は入れていきますが、そもそも全てを表しきれないため、各取組みの前提となって いる関連計画を掲載するようにしています。

鈴木委員

「122 高齢者福祉」については、介護者の不足が大きな課題であり、若い人に目を 向けてもらえるような方向が必要ではないか。例えば、学校や地域での体験を通じ育 てていくような施策が必要。(鈴木委員)

事務局

次長)

第6期の介護保険事業計画では、地域包括ケアを推進することは挙がっています (行政経営部参事兼 が、ご指摘の内容は含まれていません。介護人材の不足はオールジャパンの課題で あり、担当課含め、検討していきたいと考えております。

前島るり委員

上尾市の配偶者の DV 防止対策事業は県内でも他市に先駆けて実施しており、単に 「実施します」ではなく自信を持ってアピールするような表現はどうか。

松本委員

「122 高齢者福祉」に関し、徘徊含め認知症対策を一般市民がどう取り組むのか。

事務局

施策1)③の「認知症施策の推進」や2)②「介護予防事業の推進」で触れていく 予定ですが、ご指摘の点について市民会議では特段の具体策は出ませんでした。

小川均委員

「121 生活福祉」の「現況と課題」で「民生委員が活動できる環境づくりが必要」 とあるが、そもそも民生委員が高齢化しており、各地域において民生委員にどう協力 してもらえるのか、環境づくりをどのように進めていくのかが重要。実際に実行する のは難しく、今やっていることの改善も必要。(小川均委員)

事務局

書きぶりについては担当課と調整したいと考えております。

廣田委員

「122 高齢者福祉」については、とにかく見守りをまめにし、異常を検知したら地 域包括支援センターにつなぐようにしているが、近年では地域の人も見守ってくれる ようになり、以前より良くなった。若い人に介護の仕事に目を向けて貰うためには、 将来に希望を持てる待遇や基盤が必要と考える。

新井委員

民生委員や児童委員だけでなく、区としても取り組む責任はあるが、民生委員とは 守秘義務により情報共有ができず協力が困難。民生委員や児童委員の負担を減らす仕 組みがないと継続は困難であり、5年後には行き詰っているのではないか。例えば区に福祉部を設置し民生委員を部長とし、区のスタッフが配下につく等、どういう環境づくりをするのかが重要。

松本委員

「123 障害者福祉」では、相談することが恥ずかしい・言いにくい等で相談員が活用できないケースがあることから、相談員のさらなる活用・PR が必要。また高齢者と障害者の違いがなくなってきていることから、相談員と民生委員とが連携し一体となった相談活動が必要。

庸田委員

障害者の情報を共有することは非常に厳しく、本人も知られたくない場合が多いが、連携できれば活動しやすくなる。

事務局

盛り込む方向で担当課と調整したいと考えております。

松本委員

「131 交通安全」では、高齢者本人の運転を控えることも重要。学生の自転車(音楽を聴きながら、広がって話しながら)は学校でマナー教育をしていないのか。

事務局

(行政経営課長)

従前から学校で教育している他、交通安全教室も実施しております。また、今般の法改正で警察も指導できるようになりました。

鈴木委員

交通安全教室を委託する意味は何か。委託により職員が減り、他の分野に職員が回せるようにならないと意味がない。

事務局

(行政経営課長)

「民間でできることは民間へ」という行政改革の一環で委託をしたものです。

前島百合子委員

交通指導員やスクールゾーンもなくなってきているように思われるが、量的に実施 していることが重要である。

事務局
(行政経営課長)

交通指導員は警察の事情によりなくなったものです。また、スクールゾーンよりも厳しい「ゾーン30」(域内30km/h以下に制限)を現在5か所設定しております。

前島るり委員

作っても守られているかが重要。また市としての取組みなので、地域差があってはいけない。

大井川委員

交通指導員については地区によっては継続して活動しているが、交通安全教室の民間委託とはどのようなところか。

事務局

(行政経営課長)

自動車学校に委託しています。

廣田委員

法改正により罰金を払うことになったことから気を付ける人が多くなり、法改正が功を奏していると感じる。しばらく様子を見てはどうか。

新井委員

「132 防災・危機管理」に関し、自主防災組織は作っただけの状況となっており、 モデルとすべきものもわからない。最低限各自主防災組織がやるべきことを明確化し ておく必要がある。まずは自主防災組織同士が情報共有し、それぞれの現状を可視化することで、危機感を持ってもらうことが重要。

大井川委員 備蓄や資金・資材等は規模による体力差もあるが、意識等も含め地域によるバラつ

きが大き過ぎる。人づくりにより意識改革を進めていくことが重要。

遠山委員 備蓄については強く訴えた方がよい。

前島るり委員 防災会議には女性が何人いるのか。また、女性や弱者の視点での項目や言葉が必要

ではないか。

松本委員 障害者の人数限定での防災訓練ではなく、(集合できない等の理由により別にする

のではなく)各地域での訓練に参加した方が地域を知ることができ、隣近所で助け合

えるようになる。

事務局 災害弱者への配慮については記述を検討したい。

廣田委員 障害者も含め、災害時の要援護者名簿は区長や民生委員に配布されている。

矢部副会長 自主防災組織の役員は短期で代わるのはよくない。形だけの訓練が多い等も含め形

骸化してしまう。自主防災組織と自警消防団を一体化してはどうか。

神田委員 上尾は自然災害が少ないことから、他市ほど防災に注力する必要はないと思う。主

消防が充実していることから、経費が莫大な自警消防団は不要ではないか。

廣田委員 全くなくなってしまうと意識もなくなってしまうので、多少お金はかかっても自警

消防団は必要ではないか。

遠山委員 いざという時に役に立つのは自警消防団であり、要は地域によるのではないか。自

警消防団は一旦解体すると再構築は困難。

小川均委員 42 分団各 15 人計 600 人超の自警消防団は、主に消防が担当しない火災の後始末、

特に火事場泥棒の24時間警備を担っており、重要。

鈴木委員 人口減少、財政規模の縮小が予想される中では、これまで先送りしてきたこの問題

について、手を付けていかなければならない。

前島るり委員
防災無線に関する相談件数が減らす方向でよいのか。

大井川委員 地域・企業・学校の防災のうち、学校防災の強化と、他との連携が重要。

遠山委員 指標 2)の「地域における防災士の充足率」の基準値が「75%」というのは高いので

はないか。

事務局 算出の根拠を含め、担当課に詳細を確認します。

小川均委員

「133 消防」に関し、救急車は7台しかなく、今後の高齢化も考えると職員も含め強化していくべき。

村田委員

「134 防犯」に関し、万引に対する青少年の罪の意識が低い。学校での教育はどのようになっているのか。

事務局

内容としては防犯よりも「631 青少年」に該当するものと考えております。万引のことに触れるかどうかは担当課に確認します。

前島百合子委員

学校教育を知っている立場からすれば、学校では防災・防犯・交通安全等の教育はある程度行っている。しかし、やはり小さい頃からの取組みが重要であり、地域や家庭の役割も重要。

大井川委員

「211 環境保全」では、市民のエコ意識が高まってきていることから、それについてうたっていくのがよい。

遠山委員

指標2)①の「市内のCO2排出量」の単位「千t-CO2」は正しいのか。

事務局

チェックの際、担当課に確認して単位は合っているとのことでしたが、あらため て確認します。

廣田委員

市民がぜいたく・わがままになってきている感がある。行政に依存するのではなく地域でできることは地域で行うよう位置付けるべき。

松本委員

「221 上水道」に関し、災害時の水の確保は真剣に考える必要がある。昔は各戸に 井戸やポンプがあったが、市民全てに行き渡る水槽はあるか。

事務局

(行政経営課長)

次回、水槽の設置個所や貯水量等の資料を提示したいと考えております。

大井川委員

「222 下水道」に関し、自宅敷地内で排水を吸い込ませている所があるが、不衛生であり、是正が必要。

神田委員

対策としては、そもそも市街化調整区域内に家が建てられないようにすることが必要。調整区域に公共下水道を延伸することは困難であるから、努力義務にするしかない。

矢部副会長

敷地内を禁止しても道路側溝に排水する場合があり、不適切。

大井川委員

全市的な下水道整備の取組みについて触れてほしい。

会長

時間も迫ってきたので、気付いた点をいくつか申し上げる。

「124 健康」について。「休日夜間の診療体制の構築」とあるが、一方で適正利用についても明記しておく必要があると思う。

「133 消防」について。指標の「消防水利の充足率」は100%でないのに、方向性が「→」となっているので検討が必要。

同じく「133 消防」について。指標の「覚知から出動指令までの平均時間」は「時間短縮に努めます」とあるのに、方向性が「→」となっているので検討が必要。

「134 防犯」について。「自主防犯ボランティア団体の設立を促す」とあるのに、 指標「自主防犯団体の数」の方向性が「→」となっているので検討が必要。

「135 消費生活」について。「広報紙等による情報提供が必要です」とあるが、何の情報提供かわからない。

「212 廃棄物・リサイクル」について。共助として「高齢者への手助け等地域で ごみの適切な廃棄を助け合う」とあるのに、指標の「ふれあい収集の利用者数」の 方向性が「1」となっているので検討が必要。

「213 生活環境」について。典型7公害として「地下水」とあるのは「地盤沈下」の誤りなので訂正をお願いする。

「222下水道」について。下水道管渠は計画的な交換が必要であるため、そのような記述にしてほしい。

「223 河川」について。「総合的な治水計画を策定する必要があります」とあるのに、取組みに計画策定の記述がないので検討が必要。

会長

他にご意見、ご質問はありますか。特にないようでしたら、今出された意見につきましては、担当課に確認する必要もあるかと思いますので、事務局でよく検討していただきたいと思います。それでは、今回の「1 支え合う安心・安全なまちづくり」と「2 未来につなぐ環境づくり」の審議は、ひとまずこれで終了とします。続きまして、**議題の(4)その他**について、事務局からありますか。

事務局 (行政経営課長)

会長のお話にもありましたように、本日いただいたご意見につきましては、あらためて担当課にも確認しながら検討いたします。また、市民が目にする冊子であることから、事務局としましても、それに相応しい体裁や表現か今後もチェックしてまいりますので、そうした修正は事務局にお任せいただきたいと思います。

なお、次回の審議会は7月28日(火)でございます。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

会長

今の事務局からの説明について、何か質問はございますか。他に特にないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。進行を事務局にお返しします。

ご協力ありがとうございました。

【審議会閉会】

司会

ありがとうございました。

(行政経営部長)

それでは、最後に矢部副会長から閉会のごあいさつをいただきたいと存じます。

副会長

一 あいさつ 一